発議案第５号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和６年１２月１７日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 白井市議会議員　　根本　　敦子

賛成者 白井市議会議員　　徳本　　光香

提案理由

家族のあり方や価値観の多様化が進むなか、改姓によるキャリアの分断や、結婚を諦めるといった不利益を被ることのないよう、夫婦同姓の選択に加え、夫婦別姓も選択できる法改正を求めるため。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

本年１０月、国連の女性差別撤廃委員会は、我が国に対して、最も重要かつ実現可能とする条項のなかで、選択的夫婦別姓を可能にする民法改正を行うよう、４回目の勧告を行った。厚生労働省の２０２３年の調査では、夫の名字を選択した夫婦の割合は９４．５％と高く、９割を超える状況が続いていることから、同委員会は約２０年前から差別的な法律だと指摘してきた。法務省が把握したところによると夫婦同姓制度の国は日本だけであり、１９８５年に女子差別撤廃条約を締結している国としても、法的拘束力のある国際法の趣旨に沿う法改正が重要である。

１０月にＮＨＫが実施した世論調査によると、「選択的夫婦別姓」について「賛成」が５３％、「反対」が２６％と、「賛成」が約２倍になっている。また、本年６月には、一般社団法人日本経済団体連合会が、選択的夫婦別姓制度導入等の早期実現を政府に提言し、経済界でも導入を求めている。

家族のあり方や価値観の多様化が進むなか、改姓によって築き上げたキャリアに分断が生ずることや、改姓が支障となり結婚を諦めることなど、不利益を被る例があることから、夫婦同姓の選択に加え、夫婦別姓も選択できる法的選択肢を用意する必要がある。

よって、本市議会は国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月１７日

千葉県白井市議会

意見書提出先

内閣総理大臣　石破　茂　様

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）三原　じゅん子　様

法務大臣　　鈴木　馨祐　様